

大規模生産者の皆さまへ

野菜価格安定制度を活用しませんか？

野菜指定産地（裏面参照）の区域内で、栽培面積おおむね2ha以上の生産者（個人、法人を問わない）は、野菜価格安定制度を活用することができます

※既に収入保険に加入されている方は、制度を同時に利用することができませんのでご注意ください

I. 市場価格の低落に備えます

（指定野菜価格安定対策事業）

県内での活用事例あり

販売した野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額が補てんされます

○生産者の負担について

補てん金を受け取るためには、「造成金」を積み立てる必要があります（掛け捨てではありません）

重要野菜（キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん）

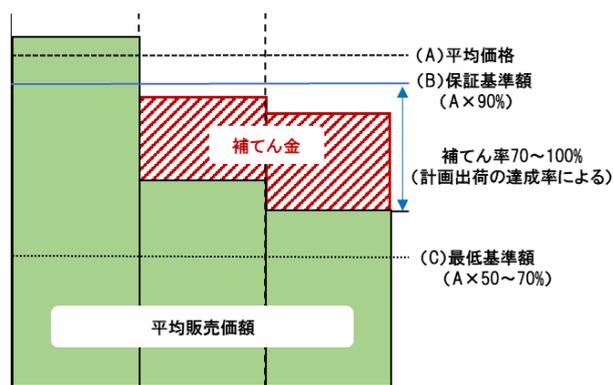
国	県	生産者
65%	17.5%	17.5%

重要野菜以外（トマト、なす、キュウリ、ばれいしょなど）

国	県	生産者
60%	20%	20%

【例】夏秋キャベツ（7～10月）10tを関東に販売する場合の生産者負担額

造成単価 21.98 円/kg × 10,000kg × 17.5% × 50%（品目ごとの負担率）= 19,233 円



価格補てんの仕組み（ある月の例）

生産者の経営を守る
セーフティーネットだモン



©2010 熊本県くまモン

II. 野菜の契約取引をサポートします

（契約指定野菜安定供給事業）

県内での活用事例あり

◆価格低落タイプ

市場価格に連動して取引価格が変動する契約を締結している生産者が、価格の著しい低落が生じた場合に補てん金を受けとることができます

◆数量確保タイプ

定量定価供給契約を締結した生産者が、天候不良等により契約数量を確保することができない場合に、市場出荷予定のものを回す等により契約数量を確保するのに要する経費が補てんされます

◆出荷調整タイプ

定量供給契約を締結した生産者が、契約数量を確保するため余裕のある作付けを行い、価格低落時に契約以外の生産量の出荷調整を行った場合に、その野菜に対して交付金が交付されます

○生産者の負担について（全てのタイプで共通）

国	県	生産者
50%	25%	25%

生産者登録の手続きなどが必要ですので
事業開始まで半年～1年程かかります
お早めにご相談ください

◆熊本市内の国野菜指定産地一覧

栽培している品目の種別(春キャベツ・夏秋キャベツ等)と市町村が同じであれば、指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業を活用することができます
令和5年4月1日現在

種別	指定産地名	関係市町村名	
重要野菜	春キャベツ	熊本 熊本市(旧熊本市)	
	夏秋キャベツ	阿蘇	高森町・阿蘇市(旧波野村)・山都町(旧蘇陽町)
		上益城	山都町(旧矢部町・旧清和村)
	冬キャベツ	上益城	山都町
		八代	氷川町、八代市
	たまねぎ	水俣・芦北 水俣市・芦北町・津奈木町	
	秋冬だいこん	大津	大津町
		小国郷	小国町・南小国町
	春だいこん	小国郷 小国町・南小国町	
	夏だいこん	小国郷 小国町・南小国町	
	春夏にんじん	菊池地域 菊陽町・大津町	
	冬にんじん	菊陽	菊陽町
		大津	大津町
	冬レタス	天草	上天草市、天草市(旧本渡市、旧有明町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧五和町、旧天草町)、苓北町
		八代	八代市、氷川町
	ばれいしょ	八代	八代市、氷川町
		天草下島	天草市(旧本渡市、旧五和町、旧天草町)、苓北町
	ほうれんそう	阿蘇 小国町・南小国町・山都町(旧蘇陽町)・産山村・阿蘇市(旧阿蘇町)・高森町	
	夏秋きゅうり	球磨地域	人吉市、山江村、錦町、相良村、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村
山鹿植木		山鹿市(旧鹿央町・旧山鹿市)、熊本市(旧植木町)	
菊池		菊池市、合志市	
阿蘇		南小国町・小国町・阿蘇市(旧一の宮町・旧阿蘇町)	
上益城		山都町(旧矢部町・旧清和村)・美里町(旧砥用町)・益城町	
冬春きゅうり	あまくさ	上天草市、天草市	
	宇城	宇土市、宇城市	
夏秋トマト	山鹿植木	山鹿市(旧鹿央町・旧山鹿市)、熊本市(旧植木町)	
	宇城熊本	宇城市(旧不知火町・旧松橋町・旧小川町・旧三角町)、宇土市・熊本市(旧天明町)	
	阿蘇中部	阿蘇市・産山村	
	阿蘇	南阿蘇村・山都町(旧蘇陽町)・高森町	
	上益城	山都町(旧矢部町・旧清和村)・御船町・嘉島町・益城町	
冬春トマト	八代	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、氷川町	
	宇城	宇城市(旧不知火町・旧松橋町・旧小川町・旧三角町)、宇土市	
	玉名	荒尾市・玉名市・長洲町・和水町・玉東町・南関町	
夏秋なす	八代	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町)、氷川町	
	玉名	玉名市、南関町・和水町・荒尾市	
冬春なす	植木	熊本市(旧植木町)	
	熊本山鹿	熊本市(旧熊本市・旧富合町・旧植木町)、山鹿市(旧山鹿市)	
	宇城	宇土市・宇城市(旧不知火町・旧松橋町・旧小川町・旧豊野町)	
夏秋ピーマン	玉名	玉名市、南関町・和水町・荒尾市	
	阿蘇	高森町・南阿蘇村・山都町(旧蘇陽町)	
秋冬さといも	上益城	山都町(旧矢部町・旧清和村)・御船町	
	西原	西原村	
	上益城	山都町	

指定産地以外(比較的小規模な産地、ブロッコリー等指定野菜以外の産地)でも類似の制度※があります
詳しくは、以下の問合せ先にお気軽にご相談ください ※指定野菜事業より補てん率は低め、負担率は高めです

問合せ先

熊本県農林水産部農産園芸課 (担当)森本
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL 096-333-2392 FAX 096-385-4334